

障発第0801002号

平成18年8月1日

改正 平成19年6月18日

改正 平成20年3月28日

改正 平成21年3月31日

改正 平成22年3月25日

改正 平成23年3月30日

改正 平成24年4月5日

改正 平成25年5月15日

改正 平成26年3月31日

改正 平成26年6月10日

改正 平成27年4月10日

改正 平成28年3月30日

改正 平成28年11月14日

改正 平成29年3月27日

改正 平成29年9月7日

改正 平成30年4月10日

改正 平成31年2月26日

改正 平成31年3月28日

改正 令和2年3月18日

改正 令和3年3月29日

改正 令和4年3月30日

改正 令和5年3月31日

改正 令和6年3月29日

改正 令和7年3月31日

各 都道府県知事
指定都市市長 殿
中核市市長
市区町村長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

地域生活支援事業等の実施について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条及び第78条に基づき、市町村及び都道府県が実施する地域生活支援事業

について、今般、別紙1のとおり「地域生活支援事業実施要綱」を定め、平成18年10月1日から適用することとしたので通知する。

また、新たに、市町村及び都道府県が実施する地域生活支援促進事業について、別紙2のとおり「地域生活支援促進事業実施要綱」を定め、平成29年4月1日から適用することとしたので通知する。

については、本事業を実施するとともに、管内市町村に対して周知徹底を図るなど本事業の円滑な実施について協力を賜りたい。

地域生活支援事業実施要綱

1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児（以下「障害者等」という。）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、指定都市、中核市及び市区町村等、4に定める各事業の実施要領による。

3 事業の種類

(1) 市町村地域生活支援事業

実施主体は、次のアの（ア）から（コ）に掲げる事業を実施するものとし、地域の実情に応じてイに掲げる事業を実施することができるものとする。

なお、実施に当たっては、実施主体が適当と認める団体等（地方公共団体を除く。）に事業の全部又は一部を委託することができるものとし、広域的な事業展開のため複数の実施主体が連携することができるものとする。

ア 市町村必須事業

(ア) 理解促進研修・啓発事業

- a 障害者等に対する理解を深めるために研修や啓発活動を行う事業。
- b 社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人又は特定非営利活動法人等（以下「社会福祉法人等」という。）が実施する a に掲げる事業に対し補助する事業。

(イ) 自発的活動支援事業

- a 障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対し支援する事業。
- b 社会福祉法人等が実施する a に掲げる事業に対し補助する事業。

(ウ) 相談支援事業

- a 障害者等や障害児の保護者等からの相談に応じるとともに必要な情報の提供等を行う事業。
- b 社会福祉法人等が実施する a に掲げる事業に対し補助する事業。

(エ) 成年後見制度利用支援事業

- a 成年後見制度の利用を支援する事業。
- b 社会福祉法人等が実施する a に掲げる事業に対し補助する事業。

(オ) 成年後見制度法人後見支援事業

- a 成年後見制度における法人後見の体制整備及び活動を支援するための研修等を行う事業。
- b 社会福祉法人等が実施する a に掲げる事業に対し補助する事業。

(カ) 意思疎通支援事業

- a 手話通訳者等の派遣等を行う事業。
- b 社会福祉法人等が実施する a に掲げる事業に対し補助する事業。
- (キ) 日常生活用具給付等事業
 - a 日常生活用具の給付又は貸与を行う事業。
 - b 社会福祉法人等が実施する a に掲げる事業に対し補助する事業。
- (ク) 奉仕員養成研修事業
 - a 奉仕員の養成を行う事業。
 - b 社会福祉法人等が実施する a に掲げる事業に対し補助する事業。
- (ケ) 移動支援事業
 - a 障害者等の移動を支援する事業。
 - b 社会福祉法人等が実施する a に掲げる事業に対し補助する事業。
- (コ) 地域活動支援センター機能強化事業
 - a 地域活動支援センターに障害者等を通わせ創作的活動等の機会の提供を行う事業。
 - b 社会福祉法人等が実施する a に掲げる事業に対し補助する事業。

イ 市町村任意事業

- (ア) 市町村任意事業
 - a アに掲げる事業のほか、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業。
 - b 社会福祉法人等が実施する a に掲げる事業に対し補助する事業。

(2) 都道府県地域生活支援事業

実施主体は、次のアの(ア)から(オ)に掲げる事業を実施するものとし、地域の実情に応じてイに掲げる事業を実施することができるものとする。

なお、実施に当たっては、実施主体が適当と認める団体等（地方公共団体を除く。ただし、実施主体である都道府県が指定都市又は中核市が事業を実施することが適当と認める場合は当該指定都市又は中核市を含む。）に事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

ア 都道府県必須事業

- (ア) 専門性の高い相談支援事業
 - a 障害者等や障害児の保護者等からの相談に応じるとともに必要な情報の提供等を行う事業のうち特に専門性の高い相談支援に関するもの。
 - b 社会福祉法人等が実施する a に掲げる事業に対し補助する事業。
- (イ) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業
 - a 特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成を行う事業。
 - b 社会福祉法人等が実施する a に掲げる事業に対し補助する事業。
- (ウ) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業
 - a 特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する事業。
 - b 社会福祉法人等が実施する a に掲げる事業に対し補助する事業。
- (エ) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業
 - a 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整を行う事業。
 - b 社会福祉法人等が実施する a に掲げる事業に対し補助する事業。
- (オ) 広域的な支援事業
 - a 障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業であって広域的な対応が必要となるもの。

(別記 1-10)

地域活動支援センター機能強化事業実施要領

1 目的

障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を強化し、もって障害者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とする。

2 実施主体

市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合とする。

ただし、都道府県が地域の実情を勘案して実施主体に代わって事業の一部を実施することができるものとする。

3 事業内容

基礎的事業（注1）に加え、本事業を実施する。なお、本事業の例として下記のような類型を設け事業を実施することが考えられる。

（注1） 基礎的事業とは、地域活動支援センターの基本事業（法第80条第1項の規定により、都道府県（指定都市及び中核市を含む）の条例で定める地域活動支援センターの設備及び運営を満たすものであること。）として、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行うことをいう。（財源は交付税により措置）

（1） 事業形態の例

ア 地域活動支援センターⅠ型

専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。なお、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件とする。

イ 地域活動支援センターⅡ型

地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。

ウ 地域活動支援センターⅢ型

（ア） 地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られている。

（イ） このほか、自立支援給付に基づく事業所に併設して実施することも可能である。

（2） 職員配置

上記事業の職員配置の例としては、以下のとおり。

ア 地域活動支援センターⅠ型

基礎的事業（注2）による職員の他1名以上を配置し、うち2名以上を常勤とする。

イ 地域活動支援センターⅡ型

基礎的事業による職員の他1名以上を配置し、うち1名以上を常勤とする。

ウ 地域活動支援センターⅢ型

基礎的事業による職員のうち1名以上を常勤とする。

(注2) 基礎的事業における職員配置は、2名以上とし、うち1名は専任者とする。なお、デジタル技術等を活用した業務効率化により他の事業所における職員を兼務するなど、業務に支障のない場合は、この限りでない。

(3) 利用者数等

上記事業の利用者数等の例としては、以下のとおり。

- ア 地域活動支援センターⅠ型
1日当たりの実利用人員が概ね20名以上。
- イ 地域活動支援センターⅡ型
1日当たりの実利用人員が概ね15名以上。
- ウ 地域活動支援センターⅢ型
1日当たりの実利用人員が概ね10名以上。

4 留意事項

- (1) 実施主体又は運営主体は、本事業の利用者との間に、本事業の利用に関する契約を締結すること。
- (2) 地域活動支援センターの事業を実施する者は、法人格を有していなければならないこと。